

## 第1回医事関係訴訟委員会決議事項

### 医事関係訴訟委員会規則の概要について

#### 1 所掌する事務

- (1) 争点の整理等に医学又は医療の専門的知識を必要とする民事訴訟，民事調停事件（医事紛争事件）の運営に関する一般的な事項の調査審議，それに基づく意見陳述
- (2) 医事紛争事件の鑑定人及び民事調停委員の候補者の選定

#### 2 組織

- (1) 委員（委員長は委員の互選により選出）
- (2) 特別委員

#### 3 委員

- (1) 任命要件
  - 1. 医事紛争の解決に有用な知識経験を有する裁判官，弁護士，医師等
  - 2. 一般有識者
- (2) 身分
  - 非常勤の裁判所職員
- (3) 任期
  - 2年（再任可）

#### 4 鑑定人等候補者選定分科会

鑑定人・民事調停委員の候補者の選定を機動的に行うため，委員長が指名した委員・特別委員で構成

#### 5 委員会の庶務

最高裁民事局が担当